

議案第100号

大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第60号）の
一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 使用料は、別表第2の各区分の額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大田原市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の戸別処理浄化槽の使用に係る使用料について適用し、この条例の施行の日前の戸別処理浄化槽の使用に係る使用料については、なお従前の例による。